

令和6年5月31日

## 白井悠一朗税理士事務所 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年6月1日～令和9年5月31日までの3年間

2 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、  
育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労  
働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する。

〈対策〉

令和6年6月～ 制度に関するチラシを作成し、全従業員に周知する。

目標2：子の看護休暇の対象となる範囲を小学校3年生までとすることや行事参加等の  
場合も取得可能とすることを就業規則等に明記し、利用しやすいようにする。

〈対策〉

令和6年6月～ 就業規則等の見直しを行い、全従業員に周知する。